**日南串間広域不燃物処理組合**

**物品売買契約約款**

　**（総則）**

**第１条**　発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同

じ。）に基づき、入札公告及び別添の内訳書、仕様書及び図面

等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする物品売買契

約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の物品（印刷物及び物品の修繕を含む。

以下同じ。）を契約書記載の納入期限までに納入し、発注者は

その契約代金を支払うものとする。

３　物品の納入に要する費用は、契約金額に含まれるものとする。

４　受注者は、物品を納入する場合において、仕様書等にその品

質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入し

なければならない。

５　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らして

はならない。この契約が終了した後も同様とする。

６　この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び

解除は、書面により行わなければならない。ただし、契約書若

しくは仕様書等に個別に定めがある場合又は緊急かつやむを得

ない理由がある場合は、この限りでない。

７　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語

は、日本語とする。

８　この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

９　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量

単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平

成４年法律第51号）に定めるものとする。

10　この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）

の定めるところによるものとする。

11　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

12　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日

本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

　**（検査）**

**第２条**　発注者は、物品の納入があった日から起算して10日以

内にこれを検査するものとする。

２　受注者は、前項の検査に合格しなかった場合は、発注者の指

定する期限内に物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡

しによる履行の追完（以下「履行の追完」という。）を行い、

改めて発注者の検査を受けなければならない。

３　前項の取替え等に伴う費用は、全て受注者の負担とする。

　**（物品の引渡し及び所有権の移転）**

**第３条**　物品の引渡しは、前条の検査に合格した時点において完

了するものとする。

２　物品の所有権は、物品の引渡しが完了したときに受注者から

発注者に移転する。この場合において、当該物品に係る名義変

更等の手続きが必要なときは、受注者は、速やかに当該手続を

行わなければならない。

３　発注者は、物品の納入後、引渡し完了まで、納入物品につい

て善良な管理者の注意義務を負うものとする。

４　物品の引渡し完了までの間において生じた損害は、受注者の

　負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべ

　き事由による場合については、この限りでない。

　**（契約代金の請求及び支払）**

**第４条**　受注者は、前２条の規定により物品の検査及び引渡しが

完了したときは、契約代金の支払を書面で発注者に請求するも

のとする。

２　発注者は、受注者からの正当な支払請求書を受理したときは、

当該請求を受けた日から起算して30日以内に契約代金を受注者

に支払うものとする。

**（契約不適合責任）**

**第５条**　発注者は、引き渡された物品の種類、品質又は数量が契

約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）で

あるときは、受注者に対し、当該契約不適合の履行の追完を請

求することができる。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課

するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法に

よる履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の

追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注

者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することが

できる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告

をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

⑴　履行の追完が不能であるとき。

⑵　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

⑶　物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は

一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達すること

ができない場合において、受注者が履行の追完をしないでそ

の時期を経過したとき。

⑷　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による

催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らか

であるとき。

**（納入期限の延長等）**

**第６条**　受注者は、天災等自己の責めに帰すことができない理由

により物品を納入期限内に納入することができないときは、そ

の理由を明示した書面により、発注者に納入期限の延長を請求

することができる。この場合において、延長する日数葉、発注

者及び受注者とが協議の上、これを定めるものとする。

**（履行遅滞の場合における損害金等）**

**第７条**　受注者が自己の責めに帰すべき事由により納入期限まで

に物品を納入することができないときは、発注者は、受注者に

損害金の支払を請求することができる。

２　前項の損害金の額は、契約金額から既に履行がなされた部分

に相応する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、この契

約の成立の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律

（昭和24年法律第256号）第８条第１項に規定する財務大臣が

決定する率の割合（この場合における年当たりの割合は、閏年

の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下

「財務大臣決定割合」という。）で計算した額とする。

３　発注者の責めに帰すべき事由により、契約代金の支払が遅れ

た場合においては、発注者は、未受領金額につき、遅延日数に

応じ、財務大臣決定割合で計算した額の遅延利息の支払を発注

者に請求することができる。

**（権利義務の譲渡等の禁止）**

**第８条**　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者

に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発

注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

**（発注者の解除権）**

**第９条**　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するとき

は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履

行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、そ

の期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引

上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

⑴　納入期限（延長されたときはその期日。以下同じ。）まで

　に契約を履行しないとき。

⑵　第２条第２項基づき指定された期限内に履行の追完を行わ

ないとき。

　⑶　第５条第１項の履行の追完を行わないとき。

　⑷　この契約及び仕様書等に違反するとき。

２　発注者は、前項各号の規定にかかわらず、受注者が次の各号

　のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除すること

ができる。

　⑴　受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。

　⑵　受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表

示したとき。

　⑶　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が

その債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合

において、残存ずる部分のみでは契約をした目的を達成する

ことができないとき。

　⑷　この契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又

は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達するこ

とができない場合において、受注者が履行をしないでその時

期を経過したとき。

　⑸　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、

発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履

行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

⑹　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成

　３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に

　規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員

（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条

において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に

契約代金債権を譲渡したとき。

⑺　第11条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

　⑻　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項

　　の規定に該当すると判明したとき。

　⑼　受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人

　である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この

号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められ

　るとき。

　　ウ　役員等が、暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、

又は使用したと認められるとき。

　　エ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又

　　　は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利

用するなどしたと認められるとき。

　　オ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は

　　　便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営

に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

　　カ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を

　　　有していると認められるとき。

　　キ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、

その相手方からアからカまでのいずれかに該当することを知りな

がら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ク　受注者が、アからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又

は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合

（キに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該

契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

　⑽　受注者がこの契約に関し、次のいずれかに該当する談合その他不

正行為をしたとき。

ア　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保

　に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」とい

う。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事

業者団体が独占禁止法第８条第１項の規定に違反したことにより、

公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項

（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定

に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、

当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止

法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。以下こ

の条において同じ。）

　　イ　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基

　　　づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業

者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行わ

れたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注

者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全て

が確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）

において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号

の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた

とき。

ウ　前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に

　独占禁止法第３条又は第８条第１項の規定に違反する行為があっ

たとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が

示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に

係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行

い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算

の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見

積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ当該取引分野

に該当するものであるとき。

　　エ　受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑

法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条又は

独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定に

よる刑が確定したとき。

３　前２項の規定にかかわらず、債務の不履行が発注者の責めに帰すべ

き事由によるものであるときは、発注者は契約の解除をすることがで

きない。

**（契約が解除された場合等の違約金）**

**第10条**　受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、

請負代金額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定

する期間内に支払わなければならない。

⑴　前条の規定によりこの契約が解除された場合

⑵　受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき

事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ該当各号に定める者

　がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

　⑴　受注者について破産手続開始の決定があった場合　破産法（平

成16年法律第75号）第74条第１項の規定により選任され

た破産管財人

⑵　受注者について更生手続開始の決定があった場合　会社更

生法（平成14年法律第154号）第67条第１項の規定により

選任された管財人

　⑶　受注者について再生手続開始の決定があった場合　民事再

生法（平成11年法律第225号）第２条第２号に規定する再生

債務者等

３　第１項各号のいずれかに該当する場合において、契約保証金

の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発

注者は、当該契約保証金又は担保をもって第１項の違約金に充

当することができる。

**（発注者の解除権）**

**第11条**　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の

期間を定めてその履行の催をし、その期間内に履行がないとき

は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経

過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通

念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

２　受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合におい

て、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求するこ

とができる。

**（発注者の損害賠償請求等）**

**第12条**　発注者は、受注者がその債務の本旨に従って履行をしな

いとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じ

た損害の賠償を請求することができる。ただし、債務の不履行

が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らし

て受注者の責めに帰することができない事由によるときは、こ

の限りでない。

２　発注者は、前項に定める以外に、受注者がこの契約に違反す

　るときは、違約金として契約代金の10分の１に相当する額（違

約金の額を超える損害が発生したときは、その額）を請求する

ことができる。ただし、債務の不履行が契約その他の債務の発

生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰する

ことができない事由によるときは、この限りでない。

**（受注者の損害賠償請求等）**

**第13条**　受注者は、第４条第２項の規定による契約代金の支払が

遅れたときは、発注者に対して、未受領金額につき、遅延日数

に応じ、財務大臣決定割合で計算した額の損害賠償金を請求す

ることができる

**（発注者の権利の期間制限）**

**第14条**　受注者が契約不適合の物件を引き渡した場合において、

発注者が契約不適合を知ったときから１年以内にその旨を受注

者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由とし

て、履行の追完の請求、契約代金の減額の請求、損害賠償の請

求及び契約の解除をすることができない。ただし、発注者が引

渡しの時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らな

かったときはこの限りでない。

**（談合その他不正行為による損害賠償の予約）**

**第15条**　受注者は、第９条及び第10条各号のいずれかに該当す

るときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金と

して、請負代金額の10分の２に相当する金額を支払わなければ

ならない。物品を納入した後も同様とする。

２　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同行に規定す

　る賠償金の額を超える場合においては、その超過分について賠

　償を請求することを妨げるものではない。

**（賠償金等の徴収）**

**第16条**　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を

発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その

未払額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金支払

の日まで財務大臣決定割合で計算した利息を付した額と、発注

者の支払うべき契約代金とを相殺し、なお不足があるときは追

徴する。

２　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数

　につき財務大臣決定割合で計算した額の延滞金を徴収する。

**（不当介入等に関する報告）**

**第17条**　受注者は、この契約の履行にあたり、不当介入等（暴力、脅迫

又はこれに類する行為、威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える

行為、正当な理由なく面会を強要する行為、正当な権利行使を仮装し、

又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する

行為、その他秩序の維持、安全確保又は契約の履行に支障を生じさせ

る行為をいう。）を受けた場合は、き然として拒否し、その旨を速や

かに発注者に報告するとともに警察に届け出なければならない。また、

警察からの捜査協力依頼があった場合は、応じなければならない。

**（補則）**

**第18条**　この約款に定めのない事項については、日南串間広域不

燃物処理組合財務規則（昭和47年規則第３号）に定めるところ

によるものとし、この約款及び日南串間広域不燃物処理組合財務

規則にともに定めのない事項については、必要に応じて発注者と

受注者とが協議して定める。

附　則

**（施行期日）**

１　この約款は、令和３年６月１日から施行する。

**（日南串間広域不燃物処理組合物品売買契約約款の廃止）**

２　日南串間広域不燃物処理組合物品売買契約約款（平成25年

　制定）は、廃止する。